

## 他法令の制定等に伴う情報公開法及び同法施行令の改正状況

## 行政機関情報公開法の改正

【平成十一年七月十六日法律第百二号】 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律第二十九条	・情報公開審査会の設置を定める規定における「総理府」を「内閣府」に改める。
【平成十一年十二月二十二日法律第百六十号】 中央省庁等改革関係法施行法第二百九十条	・「行政機関」の定義規定を省庁再編に合わせて整理。 ・「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。 ・特殊法人に係る法制上の措置に関する規定の対象に「独立行政法人」を追加。
【平成十三年十二月五日法律第百四十号】 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律附則第三条	・不開示情報（個人情報）を定める規定における「公務員」を「公務員等」に改めるとともに、独立行政法人等の役職員が含まれるよう改正。 ・不開示情報を定める規定等において「国及び地方公共団体」に並べて「独立行政法人等」を規定。 ・行政機関の長から独立行政法人等への事案の移送を定める規定を追加。 ・情報公開審査会の委員を十二人とする等関係規定を整理。 ・独立行政法人及び特殊法人に係る法制上の措置に関する規定を削除。
【平成十四年七月三十一日法律第九十八号】 日本郵政公社法施行法第七十九条	・不開示情報（個人情報）を定める規定における「公務員等」のうち日本郵政公社の役職員について規定を整理。
【平成十五年五月三十日法律第六十一号】 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法の整備等に関する法律第八条 未施行（平成十七年四月一日施行）	・不開示情報（事務・事業情報）を定める規定において例示される事務として「租税の賦課若しくは徴収」を追加。 ・「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。 ・情報公開審査会関係規定を削除。
【平成十五年七月十六日法律第百十九号】 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十八条	・不開示情報（個人情報）を定める規定における「公務員等」に地方独立行政法人の役職員が含まれるよう改正。
行政事件訴訟法の一部を改正する法律案 （閣法第六十六号） 平成十六年四月一日現在未成立	・訴訟管轄の特例を定める規定を削除。

## 行政機関情報公開法施行令の改正

【平成十二年三月三十一日政令第百六十六号】 教育公務員特例法施行令及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令第二条	・「行政機関」を定める規定等における「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。
【平成十二年六月七日政令第三百三号】 中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令附則第十一条	・行政機関の長の権限又は事務の委任先を定める規定に「内閣総務官」を追加。
【平成十四年六月五日政令第百九十九号】 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令附則第二条	・独立行政法人等から行政機関の長に事案が移送された場合の「開示請求手数料相当額」等を定める規定を新設。
【平成十四年十二月十八日政令第三百八十五号】 日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第三十四条	・手数料の納付方法を定める規定から「郵政事業庁」を削除。
【平成十四年十二月十八日政令第三百八十六号】 民間事業者による信書の送達に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第六条	・開示決定通知書の通知事項を定める規定等における「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。

【平成十五年四月九日政令第二百一十号】 公正取引委員会を内閣府に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第六条	・行政機関の長の権限又は事務の委任先を定める規定を整理。
【平成十五年十二月三日政令第四百八十三号】 国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第四十四条	・「行政機関」を定める規定等から「国立大学」、「大学共同利用機関」、「大学評価・学位授与機構」及び「国立学校財務センター」を削除。 ・歴史的資料等を保有する機関を定める規定から「国立民族学博物館」及び「国立歴史民俗博物館」を削除。
【平成十五年十二月二十日政令第四百九十一号】 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令	・情報公開手続のオンライン化に対応するため関係規定を整備。
【平成十五年十二月二十五日政令第五百五十二号】 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第九条 未施行（平成十七年四月一日施行）	・引用条項の修正。

#### 独立行政法人等情報公開法の改正

【注】別表第一の対象法人の異動関係は除く。

【平成十四年七月三十一日政令第九十八号】 日本郵政公社法施行法第八十五条	・不開示情報（個人情報）を定める規定における「公務員等」のうち日本郵政公社の役職員について規定を整理。
【平成十五年五月三十日法律第五百六十一号】 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条 未施行（平成十七年四月一日施行）	・不開示情報（事務・事業情報）を定める規定において例示される事務として「租税の賦課若しくは徴収」を追加。 ・「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。
【平成十五年七月十六日法律第百十九号】 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十二条	・不開示情報（個人情報）を定める規定における「公務員等」に地方独立行政法人の役職員が含まれるよう改正。
行政事件訴訟法の一部を改正する法律案 （閣法第六十六号） 平成十六年四月一日現在未成立	・訴訟管轄の特例を定める規定を削除。

#### 独立行政法人等情報公開法施行令の改正

【平成十五年十二月三日政令第四百八十三号】 国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第五十二条	・情報提供の範囲を定める規定において、独立行政法人等に対する評価の根拠法として、独立行政法人通則法を準用する国立大学法人法を含めるよう規定を整理。
【平成十五年十二月二十日政令第四百九十二号】 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令	・情報公開手続のオンライン化に対応するため関係規定を整備。